# 台風 15 号により被害に遭われた 市民の皆さまへ 【第1版】



磐田市

令和4年11月4日現在

## まずは、ご相談ください!

#### 1 災害に関することについて

災害に関すること(危機管理課) 電話:0538-37-2114

台風 15 号の災害に関することは危機管理課までお問い合わせください。

#### 2 災害に伴う生活相談について

◇ 磐田市安心つながり相談

(市 民 相 談 センター) 電話:0538-37-4746 ※平日 8:30~17:15

◇ 令和4年度台風15号何でも無料電話相談

(静 岡 県 弁 護 士 会) 電話:054-252-0008 ※平日10:00~16:00

◇ その他無料電話相談

(静 岡 県 司 法 書 士 会) 電話:054-289-3704 ※平日14:00~17:00 (磐田地区労働者福祉協議会) 電話:0538-32-2706 ※平日 9:30~12:30

「罹災証明書は何に使う?」、「支援金ってもらえる?」、「被災した住宅のローンはどうしたら?」など生活における分からないことや不安なことを専門家がお聞きしますので、ご相談ください。

## 3 こころとからだのケアについて

◇ こころとからだの相談(健康増進課) 電話:0538-37-2013

復旧作業や環境の変化などにより、「気分が落ち込んだり、眠れなかったりすることがある」、「少し話を聞いて、気持ちを整理したい」など、体の不調や不安を感じることがありましたら、 ご相談ください。

◇ 専門スタッフによるオンラインカウンセリング(株式会社 cotree)

18歳以上の方を対象(保護者が子どもの相談をすることはOK)として、 先着100名の方に株式会社cotree(コトリー)が展開する日本最大級の オンラインカウンセリングサービスを利用する際に5,500円分のクーポン を発行しています登録カウンセラーは220名以上で、24時間いつでも どこでも自分に合ったカウンセリングを受けることができます。



▲市ホームページ はこちらから

詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、健康増進課(0538-37-2013)まで ご連絡ください。

#### 4 災害ごみの処理について

災害ごみ等に関する相談(ごみ対策課)

電話:0538-35-3717

災害ごみの処理は、下記施設をご利用ください。

【可燃ごみ】磐田市クリーンセンター(磐田市刑部島 301)

【不燃ごみ】中遠広域粗大ごみ処理施設(磐田市新貝 59-1)

※11月30日(水)までは、罹災証明書の提示がなくても手数料免除で受け入れます。

#### 5 道路等の危険箇所などについて

道路等の危険箇所に関する相談(道路河川課) 電話:0538-37-4808

道路や路肩の舗装の欠損など、安全な通行を妨げる道路等の危険箇所などがありましたら、道路河川課までご連絡ください。

## 6 事業者の皆さまへ ※令和4年11月磐田市議会へ上程予定

被災した事業者の事業継続支援の相談(産業政策課) 電話:0538-37-4904

事業用建物や事業用資産に被害を受けた市内に事業所、営業所を有する中小企業、個人事業主、それらが組織する団体、社会福祉法人や医療法人等の一部非営利法人に対し、復旧による事業継続を支援するため、支援金を支給します。

市議会の議決を経て事業実施となりますので、詳細は改めてご案内します。

## 7 農業者の皆さまへ ※令和4年11月磐田市議会へ上程予定

被災した農業者の事業継続支援の相談(農林水産課) 電話:0538-37-4813

農地や農作物が被災するなどし、前年と比べて収入が減少した市内に住所を有する農業者、市内に事業所を有する農業法人に対し、事業継続を支援するため支援金を給付します。

市議会の議決を経て事業実施となりますので、詳細は改めてご案内します。

## 8 被災者支援制度を受ける前に、罹災証明書・被災証明書が必要か確認しましょう

「罹災証明書」・「被災証明書」は、ご自宅や事業所などが被災されたことを証明する大切な書類です。 支援制度を受ける際に、証明書の確認等が求められる場合がありますので、お早めに申請ください。

#### 罹災証明書・被災証明書の申請について

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・ 期限	担当課
羅災 証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 ※罹災証明書は、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に提出を求められる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要です。 ※床下浸水など「準半壊に至らない (一部損壊)」に同意できる場合は、自己判定方式で、現地調査を行わず比較的早く発行できます。	住家に被害を受けた方	①罹災証明申請書 ②建物全体・被害場所 の写真 ③本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請 <b>回</b>	市税課 本庁舎 (1階)
被災証明書	住家以外の建物・土地・構築物・動産(車両や家財)について、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	住家以外の建物・土地・構築物・動産(車両や家財)に被害を受けた方	①被災証明申請書 ②被害状況が分かる写真(全体・損傷部分等を複数枚) ③本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請 ■ 第一章 【申請期限】 令和5年 3月31日	0538- 37-4809
被災 証明書 (農林漁業)	ビニールハウス等の農林漁業施設に 被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません	農 林 漁 業 の被害 (ビ ニールハウス 等)を受け た事業者	被害状況が分かる写真 (全体・損傷部分等を複 数枚)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 当面の間	農林水産課 西庁舎 (1階) 0538- 37-4813

## 台風15号に伴う磐田市の被災者支援制度一覧

令和4年11月4日時点

20	区	罹災証明書等区分			床上浸水	k・土砂			床下浸水		04年11月4日時点 
No.	分	支援制度	全壊	大規模 半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	一部損壊	申請期限	問合せ先
1		災害弔慰金の支給								当面の間	
2	(1) 弔 慰	災害障害見舞金の支給								当面の間	
3	金・見・	災害見舞金の支給	0	0	0	0	0	0		当面の間	福祉課
4	舞金	災害見舞金の支給 (日赤磐田市地区)	0	0	0	0	0	0		当面の間	☎0538-37-4814
5	の支給	被災者生活再建支援金の支給	0	0	0	解体に 限る				令和5年10月22日	
6		被災者生活再建支援金の支給 (市単独事業)				0				令和5年10月22日	
7	(2) 住	住宅の応急修理	0	0	0	0	0			令和5年3月31日 ※完成期限	建築住宅課
8	宅に関	土砂など障害物の除去	0	0	0	0	0	0		当面の間	☎0538-37-2706
9	する	借上げ型応急住宅の提供	0	0	0	0	0	0		令和5年3月31日	建築住宅課 ☎0538-37-4851
10	支援	床上浸水家屋用消毒液の配布	0	0	0	0	0	0		当面の間	環境課 ☎0538-37-2702
11		個人市県民税の減免 (所得金額による条件あり)	0	0	0	0		程度によ なる場合は		令和5年3月31日	市税課 ☎0538-37-4826
12	(2)	固定資産税の減免	0	0	0	0				令和5年3月31日	市税課 ☎0538-37-4809
13	(3)   税	国民健康保険税の減免	0	0	0	0	0	0		令和5年3月31日	国保年金課
14	料 等 に	後期高齢者医療保険料 の減免及び徴収猶予	0	0	0					令和5年3月31日	<b>☎</b> 0538−37−4863
15	関 す	介護保険料の減免・徴収猶予	0	0	0	0	0	0		令和5年3月31日	高齢者支援課
16	る・支援	介護保険サービス利用料の減免 (所得金額による条件あり)	0	0	0	0		発度により減免 なる場合あり		令和5年3月31日	☎0538-37-4769
17		障害福祉サービス利用料の減免	0	0	0	0	0	0		令和5年3月31日	福祉課 ☎0538-37-4919
18		障害児通所支援利用料の減免	0	0	0	0	0	0		令和5年3月31日	こども未来課 <b>☎</b> 0538-37-2761
19	(4) 教	【終了】被災児童・生徒への 学用品給与	0	0	0	0	0	0		終了	学校教育課 ☎0538-37-2760
20	支育と援関	放課後児童クラブ利用料 の減額又は免除	0	0	0	0	0	0	0	令和5年3月31日	放課後児童支援室 <b>☎</b> 0538-37-2773
21	する	幼稚園・保育園等の利用料 の減額又は免除	0	0	0	0	0	0	0	令和5年3月31日	幼稚園保育園課 ☎0538-37-2754
22	支貸 援付	災害援護資金の貸付け	0	0	0					令和4年12月31日	福祉課
23		【終了】災害救援品等の支給 (日赤静岡県支部)	0	0	0	0	0	0		終了	☎0538-37-4814
24	(6) そ	災害廃棄物の処理手数料免除	0	0	0	0	0	0	0	当面の間	ごみ対策課 ☎0538-35-3717
25	の他の	上下水道料金の減免	0	0	0	0	0	0	0	令和5年3月31日	上下水道料金センター ☎0538-58-3070
26	支援	被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	0	0	0	0	0	0		当面の間	福祉課 ☎0538-37-4814
27		自家用車等被災者への タクシー助成券の交付	补	皮災証明	書に自家		の記載か	ある場だ	合	令和5年3月31日	地域づくり応援課 ☎0538-37-4751

## 9 被災者支援制度の申請について

## (1) 弔慰金・見舞金の支給

支援制度	概要	対象者	必要 書類	申請方法・ 期限
【No.1】 災害弔慰金 の支給	災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔 慰金を支給します。 その死亡に関し災害弔慰金を受けとることがで きることとなる者の生計を主として維持してい た場合:500万円 その他の場合:250万円	災害により死亡した市民 (市内に住所を有した者) の遺族	磐田市生活復旧支援 の振込口座申出書	【申請方法】 窓口 【申請期限】 当面の間
【No.2】 災害障害 見舞金 の支給	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に以下に掲げる程度の障害があった場合に支給します。 一 両眼が失明したもの 二 咀そ嚼しやく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 九 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 属する世帯の生計を主として維持していた場合:250万円 その他の場合:125万円	災害により負傷し、又は 疾病にかかり、治ったと き(その症状が固定した 時を含む。)に左欄の 一~九に掲げる程度の 障害がある市民(市内に 住所を有した者)	磐田市生活復旧支援 の振込口座申出書	【申請方法】 窓口 【申請期限】 当面の間
【No.3】 災害見舞金 の支給	災害により被害を受けた市民に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。  死亡した場合:一人につき100,000円住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき50,000円住居が半壊した場合:一世帯につき30,000円床上浸水した場合:一世帯につき10,000円 住居の便槽(汲取り式トイレ)が浸水し、使用できなくなった場合1世帯のくみ取りに要する経費の2分の1	災害による被害を受けた 時点において、磐田市に住 所を有した者(生活の本拠 が磐田市内にあり、かつ、 磐田市の住民基本台帳に 記載された者に限る。) 死亡した場合は、その遺族	磐田市生活復旧支援 の振込口座申出書	【申請方法】 ①窓口 ②郵便 【申請期限】 当面の間
【No.4】 災害見舞金 の支給 (日赤 磐田市 地区)	災害により被害を受けた市民に対し、その被害 の程度に応じて見舞金を支給します。  死亡した場合:一人につき30,000円 住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき 10,000円 住居が半壊した場合:一世帯につき5,000円 床上浸水した場合:一世帯につき3,000円	災害による被害を受けた 時点において、磐田市に 住所を有した者 死亡した場合は、その遺族	磐田市生活復旧支援 の振込口座申出書	【申請方法】 ①窓口 ②郵便 【申請期限】 当面の間

<del></del>	じて支援金を支給し	た世帯へその被害等に応 ます。			
再建支援金	「会協业世の担合の	ℷ <del>甘アホホ±・</del> ᠮ╩♠╏		<b>7</b>	
の支給	【全壊世帯の場合の世帯員の数	支援金		【全壊・大規模・中規模	
	2人以上			半壊の被害を受けた世帯】	
	単身	75万円		世帝』	
	<del>+</del> 3	1 3/31 1		【基礎支援金】	
	【全壊世帯の場合の内容 建設・購力	支援金		①「被災者自立生活再建支援補助金交付申請書」(様式第1	
	以上	100万円 50万円		号) ②「被災者自立生活再	
	建設·購力 単身 補修 賃貸	人 150万円 75万円 37.5万円		建支援補助金申請明細書」(別紙様式第1号)	
	【大規模半壊世帯の 世帯員の数	場合の基礎支援金】 支援金		③住民票(世帯全員が 確認できるもの) (原本)	
	2人以上 単身	50万円 37.5万円		④り災証明書(原本) ⑤振込口座の通帳のコ ピー(補助金の振り	【申請方法】 ①窓口
	内容	場合の加算支援金】 支援金		込みに必要です。)	②郵便
	2人 建設·購力 補修 賃貸	100万円 50万円	居住する住居が全壊・大 規模半壊・中規模半壊・半	【加算支援金】 ⑥建築又は購入契約 書のコピー(住宅を	【申請期限】 ■基礎支援金
	建設·購力 単身 補修 賃貸	入 150万円 75万円 37.5万円	壊の住居をやむを得ず解 体した世帯	建設または購入する場合) ⑦修繕契約書のコピ	令和5年 10月22日ま
	世帯員の数	場合の基礎支援金】 支援金		ー(住宅を補修する 場合) ⑧賃貸借契約書のコ	■加算支援金 令和7年
	2人以上 単身	<u>0円</u> 0円		ピー(住宅を賃借す る場合)	10月22日ま
	【中規模半壊世帯の 内容 建設・購力	場合の加算支援金】 支援金 100万円		【半壊の住居をやむを 得ず解体した世帯】	
	以上	50万円 25万円		【基礎支援金】 上記①~⑤書類に解	
	建設·購力 単身 補修 賃貸	入 75万円 37.5万円 18.75万円		体が確認できる書類 【加算支援金】	
	【半壊でやむを得ず 解体した世帯の場合の加算支援金】			⑥建築又は購入契約 書のコピー(住宅を 建設または購入す	
		らります。 ・住宅を解体し新しい住宅を		る場合) ⑧賃貸借契約書のコ ピー(住宅を賃借す	
	一部として増築、			る場合)	
No 6 1	(公営住宅を除く)				
No.6]		め被害を受けた方に生活			【申請方法】
災者生活	再建の支援をするた	めに支給します。			①窓口
			į	i	\ I / IP & I
	【持ち家】		足分する 分ウに 火持の	☆‹‹‹≯什·迁市7キ++≌	
財建支援金 D支給	【持ち家】   単身世帯:150,000	0円	居住する住宅に半壊の	被災者生活再建支援	②郵便
建支援金			居住する住宅に半壊の 被害を受けた世帯	被災者生活再建支援 金交付申請書	

令和5年

10月22日まで

単身世帯:100,000円

それ以外の世帯:150,000円

## (2) 住宅に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要 書類	申請方法・ 期限
【No.7】 住宅の 応急修理	被災した住宅について、必要最小限度の応急修理に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。 【限度額】(1世帯当たり) 半壊以上 655,000円以内 準半壊 318,000円以内 ・限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	・災害により住宅が準半壊 以上の被害認定を受けてい る者 ・自らの資力では応急修理を 実施することができない者 ・応急修理を行わなければ、 日常生活を営むことができ ない者	・住宅の応急修理申込書 ・資力に関する申出書 ・罹災証明書 ・被害状況が分かる写真 ・修理見積書 【修理業者】 ・請書 ・工事完了報告書 ・工事写真(施工前・中・後)	【申請方法】 直接窓口に持参 又は郵送にて 提出 【期限】 令和5年3月31 日までに工事完 了報告書を提出
【No.8】 土砂など 障害物 の除去	業者に依頼し住宅内部又は敷地内に流入した障害物(土砂、木竹等)の除去に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。 【限度額】(1世帯当たり) 住宅内部 138,300円以内 敷 地 内 61,700円以内 ・限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	【住宅内部】 ・災害により住宅が床上浸水 または半壊以上の被害認定 を受けている者 ・自らの資力では障害物の除 去ができない者 ・障害物の除去を行わなけれ ば、日常生活を営むことが できない者 【敷地内】 ・人力で障害物の除去ができない者 ・自らの資力では障害物の 除去ができない者	関する申込書 ・資力に関する申出書 ・罹災証明書(住宅に 被害がある場合)	【申請方法】 直接窓口に持参 又は郵送にて 提出 【期限】 令和5年3月31 日までに完了報 告書を提出
【No.9】 借上げ型 応急住宅 の提供	市が民間賃貸住宅を借り上げて、応急住宅を提供する。 【家賃上限額】 世帯人数 上限額 1人 50,000円 2人 65,000円 3~4人 70,000円 5人以上 100,000円 【費用負担】 市 家賃、管理費、共益費、仲介手数料等 入居者 駐車場使用料、光熱水費、自治会費等	・床上浸水の被害があった方 ・土砂災害特別警戒区域及び 土砂災害警戒区域に居住す る方 ・そのほか災害により住宅に 困窮している方	・申込書又は電子申込 ・三者契約は、仲介業者 が契約書(市様式)を作成	契約締結期限 令和5年 3月31日 ・相談、申込 (電子申込可) → 入居住宅を探す (リストから探す) → 大きなない。 自分で探す) → 大き、生活開始
【No.10】 床上浸水 家屋用 消毒液 の配布	床上浸水した一般家屋を対象に消毒液を 配布します。	床上浸水の被害を受けた住 宅の方。 (店舗併用住宅を含む)	なし	配布窓口へお申し出ください 期限:当面の間 ※配布窓口 ・環境課・各支所 ・豊岡中央交流 センター ・豊岡東交流 センター

## (3) 税・料等に関する支援

支援制度		概要			対象者	必要書類	申請方法· 期限
【No.11】 個人市県民 税の減免	災害により、生活に 税義務者本人の前 免します。 【対象期間】 令和4年9月23日 【減免割合】 【減免割合】 損失 前年の 合計所得 200万円以下 200万円と超え 350万円以下 350万円と超え 500万円以下 ※損失額は、保険 引いて令和4年度を 以降の納期分を還	年所得に応じて 以降に納期が到 の 度 50%以」 100% 50% 25% などで、補てん す。	来する令和4 30%以 50%オ 50% 25% 10%	税を減 1年度分 上 満 6 6 6 を差し	令和3年の合計所得が500 万円以下で、その合計所得に 比して30%以上損失があっ た方 ※減免の対象となる方には、 市税課より申請書をお送りい たしますので、必要事項を記 入のうえ、同封の返信用封筒 にて提出をお願いします。	個税・要類れあります。 という はいかい とり という はいまい かいまい おいまい かいしょう はい かい はい	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 3月31日
【No.12】 固定資産税 の減免	書の区分 減免割合 10 【減免割合(非住家)	受税及び都市計画 (後に到来する組 で令和5年3月 で令和5年3月 大規模 100% 100% 100% 100以上の価 100以上、		ま額 分 半 6 Ph % % % の場 の 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5	罹災証明書で・全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊と認定された世帯 ※減免の対象となる方には、市税課より申請書をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出をお願いします。	減免申請書	【申請方法】 ①密送 【申請期限】 令和5年 3月31日

【No.13】 国民健康保 険税の減免	住居等の資産の被害状況減免します。 【対象期間】 令和4年9月23日~令和 【減免割合】 罹災 証明書 の区分 全壊 大規模 半壊 減免 割合 100%		での納期分	罹災証明書で床上浸水以上と 認定された世帯	国民健康保険税減免申請書	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 3月31日
【No.14】 後期高齢者 医療保険料 の減免及び 徴収猶予	住居等の資産の被害状況 年所得の合計に応じて、行 します。 【対象期間】 令和4年9月以降12か月 【減免割合】 罹災証明 書の区分 全壊 ス 減免割合 100% ※減免割合は前年合計	後期高齢者医 引分 大規模半壊 509	療保険料を減免 中規模半壊 %	罹災証明書で中規模半壊以上 と認定された世帯	①後期高齢者 医療保険料 減免申請書 ②調査同意書 ③災害状況等 申告書	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 3月31日
【No.15】 介護保険料 の減免・徴 収猶予		(免除) (減額) (減額)		罹災証明書で ・全壊 ・半壊 ・床上浸水 のいずれかに認定された世帯の65歳以上の被保険者	介護保険料減免申請書	【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請 【申請期限】 令和5年 3月31日
【No.16】 介護保険 サービス利 用料の減免	損害の程度と前年度所得を利用した際に支払う利となります。 【対象期間】 申請した月の初日から令	かけ況に応じ用料の1割か か13年3月3 50/100 以上 全壊 100% 50% 25% 場合には対象な	び、介護サービス いら10割が減免 1日まで 30/100以上 50/100未満 大規模半壊 中規模半壊 25% 25% 10% とならない場合	罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 と認定された世帯	介護保険利用 者負担額減額 ·免除申請書	【申請方法】 ○窓口 ○郵送 ○電子申請 【申請期限】 令和5年 3月31日

【No.17】 障害福祉 サービス 利用料 の減免	利用料の自己負担分を全額免除します。 【対象期間】令和4年9月~令和5年3月利用分 【減免割合】100%	床上浸水または土砂と浸水 区分欄に記載のあるり災証 明書が発行された者(世帯)	申請書	①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 3月31日
【No.18】 障害児通所 支援利用料 の減免	利用料の自己負担分を全額免除します。 【対象期間】令和4年9月~令和5年3月利用分 【減免割合】100%	床上浸水または土砂と浸水 区分欄に記載のある罹災証 明書が発行された者(世帯)	申請書	①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和5年 3月31日

## (4) 教育に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要 書類	申請方法・ 期限
【No.19】 被災児童·生徒	終一	7		
への学用品給与 【No.20】 放課後児童 クラブ利用料 の減額又は免除	おやつ代 (1,500円/月)を除く利用料金全額を免除します。 【対象期間】 6カ月(令和4年10月分~令和5年3月分)	罹災証明を 受けられた 世帯	申請書	【申請方法】 ①窓口(放課後児童支援室、又は各放課後児童クラブ) ②郵送 【申請期間】 令和5年 3月31日
【No.21】 幼稚園・保育園等 の利用料の減額 又は免除	①保育料の減額、免除 【対象期間】令和4年10月分~令和5年3月分 被害の 全壊 大規模 中規模 半壊 半壊 半壊 半壊 半壊   半壊   半壊   半壊   半壊     半壊     半壊	①罹災証明書で左記に該当する方②③④罹災証明書または被災証明書が交付された方のうち、登園できなかった方	【①②共通書類】 保育料減免申請書 【①②③④共通書類】 被災証明書※ 罹災証明書※ ※原則不要だが、市 で交付が確認でき ない場合は必要	【申請方法】 ・市内園利用者: 園を通じて申請 ・市外園利用者: 窓口にて申請 【申請期限】 年度内を目安に 随時受付

## (5) 貸付支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.22】 災害援護資金 の貸付け	災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の 立直しのための資金を貸し付けします。 【世帯主に1ヶ月以上療養が必要な負傷がある場合】 全壊:350万円、半壊:270万円(350万円) 家財の損害のみ:250万円、家財及び住居に損害がない場合:150万円 【世帯主に負傷がない場合】 全壊:250万円(350万円)、半壊:170万円(250万円)、 家財の損害のみ:150万円 ( )内は、住居の残存部分をやむを得ず取り壊した場合の金額 ※家財の損害とは、家財の価格の概ね3分の1以上の損害がある場合 【償還期間】 10年(据置期間3年) 【貸付利率】 保証人あり:無利子、保証人なし:据置期間は無利子、据置期間後は年1%	災害により 被害を受け た世帯の 市民である 世帯主	①災害援護資金借入申込書では 会ででは のでででである。 のででである。 のでである。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でのできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	【申請方法】 窓口 【申請期限】 令和4年 12月31日

## (6) その他の支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・ 期限
【No.23】 災害救援品等の支給 (日赤静岡県支部)		終了		
【No.24】 災害廃棄物の処理 手数料の免除	台風15号の大雨被害による可燃ごみを 磐田市クリーンセンターや中遠広域粗大 ごみ処理施設に自己搬入される場合に は、処理手数料を減免します		令和4年 11月30日まで :特になし 令和4年 12月1日以降 :罹災証明書	
【No.25】 上下水道料金 の減免	・床上・床下浸水等により建物内や敷地内 の清掃に水道を使用された方の水道料 金・下水道使用料の一部を減免します。	・罹災証明書・被災 証明書のいずれ かを取得した方	罹災証明・被災証明の取得が必要	手続きは必要ありません ※台風被害により給水装置 が損傷し、漏水した場合に は、申請が必要になります
【No.26】 被服、寝具その他生 活必需品の 給与又は貸与	住宅が被災し、生活上必要な被服、寝具その他日用品などを喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して生活必需品(現物)を支給します。	全壊・大規模半壊・ 中規模半壊・半壊・ 準半壊・床上浸水 の被害を受け直ち に日常生活を営む ことが困難な方	生活必需品等の 支給申請書	【申請方法】 ①窓口 ②郵便 【申請期限】 当面の間
【No.27】 自家用車等被災者 へのタクシー助成 券の交付	自家用車等※が被災した世帯の移動支援 として、タクシー助成券を1世帯当たり1万 円分交付します。なお、自家用車等に関す る被災証明書が必要です。 ※「自家用車等」とは普通自動車、軽自動 車、自動二輪車、原動機付自転車等とし ます。	自家用車等が被 災し、日常生活 に困窮している 市内の世帯	・交付申請書 (代理申請の場合) ・委任状、本人確 認書類	

## 10 国・県税の特別措置

主な税目	概要	問合せ先
所得税及び	災害により、住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税及び復興	磐田税務署
復興特別所得税	特別所得税の軽減又は免除が受けられる場合があります。	<b>☎</b> 0538-32-6111
国民年金保険料	災害により、住宅や家財等が損害した際、国民年金保険料の納付が	浜松東年金事務所
国氏平立体陕科	免除される場合があります。	<b>☎</b> 053-421-0192
自動車税(科目別)	災害により、自動車を修繕・買い換えした際の自動車税を減免され	磐田財務事務所
日期早代(作日別)	ます。	<b>☎</b> 0538-37-2211
   個人事業税	個人事業税を納付している個人事業主が被災した場合に、個人事業	磐田財務事務所
個八 <del>事未</del> 忧	税を減免されます。	<b>☎</b> 0538-37-2221
	以下の場合に不動産取得税を減免されます。	磐田財務事務所
不動産取得税	・不動産が滅失、損壊し3年以内に代替の不動産を取得した場合	
	・課税された不動産が納期限までに減失又は損壊した場合	<b>☎</b> 0538-37-2222

## 11 その他

内容	問合せ先
ワクチン接種券の紛失	新型コロナワクチン接種券を紛失された方へ、再発行等を行います。
	【新型コロナウイルスワクチン対応室】
	☎0120-156-709(コールセンター) 受付時間:9時~17時(毎日)
電気料金 の特別措置	申し出に応じて、電気料金などの特別措置を行います。
	【中部電力カミライズ株式会社 カスタマーセンター】
	☎0120-921-697 受付時間:9時~17時(土·日·祝日は除<)
NHK 放送受信料 の免除	申し出に応じて、放送受信料の免除を行います。
	【NHK静岡放送局 経営管理企画センター視聴者グループ】
	<b>☎</b> 054-654-5200 受付時間:10時~17時(平日)
住宅に関する相談	住宅に関する悩みや不安など様々な相談に対応しています。
	【公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター】
	☎0570-016-100(住まいるダイヤル) 受付時間:10 時~17 時(平日)
請求書トラブル に関する相談	大規模災害に便乗した悪質商法等のトラブルに関する相談を受け付けています。
	【消費生活センター】
	☎0538-37-2113 受付時間:8時30分~17時(平日)
ボランティア の依頼	ボランティアの依頼や生活に関わる困りごとの相談を受け付けています。
	【磐田市ボランティアセンター】
	☎0538-37-9617 受付時間:8時30分~17時(平日)
弁護士法律相談	さまざまなお悩みに関する相談を受け付けています。
	【市民相談センター】
	☎0538-37-4746 受付時間:8時30分~17時15分(平日)
	【磐田地区労働者福祉協議会】
	☎0538-32-2706 受付時間:9時30分~12時30分(平日)
事業者向け相談	中小企業・小規模事業者向けの相談は、磐田商工会議所・磐田市商工会にご相談ください。
	【磐田商工会議所】
	☎0538-32-2261(平日:9 時~17 時)
	【磐田市商工会】
	《本所(豊田支所)≫☎0538-36-9600 《豊岡支所≫☎0539-62-2266
	《福田支所》☎0538-58-0101 《竜洋支所》☎0538-66-2524